

行田市空家等対策計画 (骨子案)

行田市都市整備部開発指導課

行田市空家等対策計画(骨子案)

第1 現状、課題と基本方針

第2 計画期間

第3 実施する空家対策に関する事項

第4 空家対策に関する情報・体制の整備

第1 現状、課題と基本方針

1 空家問題の現状

- (1) 計画策定の背景【全国的な条例の施行から空家法の施行に至る経緯など】
- (2) 空家の状況【全国的な空家の増加傾向など】
- (3) 人口及び世帯数の推移【行田市の人口、世帯数の推移(国勢調査に基づく)】
- (4) 空家の現状・推移【全国、埼玉県、行田市の空家率、空家戸数の推移(住宅土地統計調査に基づく)】

2 課題

- (1) 所有者による不適切な管理【問題意識、危機意識の低下、相談先等の情報不足】
- (2) 近隣や地域全体への悪影響【倒壊、環境悪化、防災・防犯上の危険性等の放置】
- (3) 将来的な課題【地域活力の低下、更なる空家の増加】

3 対策の基本方針

- (1) 予防対策【空家調査、知識啓発、相談窓口等の整備】
- (2) 特定空家等に対する措置
- (3) 有効活用【利活用の検討、住み替え支援】

4 対象地区

- (1) 基本区域【行田市全域】
- (2) 重点区域【対策を行う空家等の優先順位の明示】

5 対象空家の種類

- (1) 住宅等
- (2) その他(店舗等)

第2 計画期間

(1) 当初期間【策定から5年間】

(2) 計画の改訂【状況に応じた改定の実施】

第3 実施する空家対策に関する事項

1 予防対策

- (1) 空家の実態調査の実施【実施主体、対象地区(サンプル調査全体調査)、調査期間、空家の種類、周辺への影響、内容と方法】
- (2) 所有者による適正管理の徹底【所有者責任の原則等、意識の啓発】
- (3) 相談窓口の整備【庁内窓口と連絡先、専門相談窓口】
- (4) 条例に基づく指導
- (5) 適切な状況の把握【地域との連携、現場パトロールの実施】

2 特定空家等に関する措置

- (1) 措置実施の方針
- (2) 判断基準
- (3) 措置実施の手続き等

3 空家及びその跡地の活用促進

- (1) 関連団体との連携
- (2) 住み替え支援の促進【マイホーム借上げ制度】
- (3) 空家バンクの構築

4 空家等に対する他法令による諸規制等

- (1) 建築基準法、消防法、道路法等。

5 支援措置

- (1) 老朽空き家等解体補助金【老朽空き家を解体した場合に補助金を交付する。条件として、1年以上使用されていないこと、市が定める基準により危険と判断されたもの、市税の滞納がないことなど(補助金は解体工事に要した費用の1/2以内で、上限50万円まで)】
- (2) 起業家支援助成事業【空き店舗を賃借して事業を始める方に、家賃並びに出店にあたっての改装費用を助成する。】(商工観光課)
 - ① 空き店舗等家賃助成事業【賃借料の1/2以内で、月額5万円まで】
 - ② 空き店舗等改修助成事業【建物本体改装費の1/2以内で、空き店舗は50万円まで、空き蔵は250万円まで】

第4 空家対策に関する情報・体制の整備

1 データベースの整備

- (1) 空家データベースの整備【所在地、所有者、空家の状況、指導等の履歴】
- (2) 情報共有

2 連携体制の整備

- (1) 埼玉県空家等対策連絡会議
- (2) 行田市空家等対策協議会
- (3) 行田市空家等対策庁内連絡会議

問い合わせ先 開発指導課 建築指導担当 048-550-1551